令和元年度不服申立ての処理状況について

　ここで、不服申立ての件数については、処分ごと、不服申立人ごとに１件としています。

例えば、Ａ局、Ｂ区役所が行った部分公開決定それぞれ１件に対して、１通の審査請求書が提出された場合でも、２件の審査請求となります。

　また、３名の児童に対して、それぞれ一時保護処分が行われ、それらに対し、保護者から１通の審査請求書が提出された場合でも、３件の審査請求となります。

　また、特区認定に対して、近隣住民２名から１通の審査請求書にて審査請求が行われた場合は、２件の審査請求となります。

１　不服申立てについて

①　新規不服申立ての件数について

　　令和元年度に大阪市に対して新たに不服申立てがなされた件数は329件で、前年度に比べて45件減少しています。

　　審査庁別の件数は、下表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査庁 | 元年度 | 30年度 |
| 市長 | 296件 | 253件 |
| 教育委員会 | ４件 | ６件 |
| 人事委員会 | ３件 | １件 |
| 選挙管理委員会 | 10件 | １件 |
| 監査委員 | ０件 | １件 |
| 固定資産評価審査委員会 | 16件 | 112件 |
| **合計** | **329件** | **374件** |

　　なお、固定資産評価審査委員会に対する不服申立てが大きく減少していますが、平成30年度が評価替えの年度にあたり、令和元年度は据置年度にあたるためです。

②　市長に対する新規不服申立ての類型件数について

　　市長に対する新規不服申立て296件の不服申立て類型別の件数は下表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 旧法 | 旧法に基づく処分についての異議申立て | １件 |
| 新法 | 処分についての審査請求 | 288件 |
| 不作為についての審査請求 | １件 |
| 再調査の請求 | ５件 |
| 再審査請求 | １件 |

③　市長に対する新規不服申立ての事件別件数について

　　市長に対する新規不服申立て296件の事件類型別の件数は、下記グラフのとおりです。

　　その他の内訳は、処分性なしとして却下されたもの２件、特区民泊に係るもの２件、道路認定に係るもの１件、住民票に係るもの１件です。

④　令和元年度の不服申立てに係る処理内容別件数について

　　令和元年度に不服申立てに係る処理が行われた216件のうち、処理内容別の件数は下表のとおりです。

なお、却下のうち２件、取下げのうち２件は、原処分が取消されたことに伴うものです。

|  |  |
| --- | --- |
| 認容[[1]](#footnote-1) | 23件 |
| 棄却 | 91件 |
| 却下 | 67件 |
| 取下げ | 27件 |
| その他[[2]](#footnote-2) | ８件 |

２　新法に基づく審査請求について

　　以下では、不服申立てのうち、新法に基づく審査請求（処分についての審査請求と不作為についての審査請求）に絞って概要を示させていただきます。なお、令和元年度に新法に基づく審査請求は296件あり、前年度からの持越し263件と合わせた559件のうち、172件について令和元年度中に処理が行われました[[3]](#footnote-3)。

①　令和元年度に審査請求について処理が行われた件数について

　　令和元年度に審査請求について処理が行われた172件の処理内容別の内訳は下表のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 認容[[4]](#footnote-4) | 14件 |
| 棄却 | 73件 |
| 却下 | 55件 |
| 取下げ | 23件 |
| その他[[5]](#footnote-5) | ７件 |

　　認容の内訳は、生活保護徴収金４件（２件は答申を受けて）、市税１件（答申を受けて）、情報公開３件（３件とも答申を受けて）、個人情報開示関係６件（４件は答申を受けて）です。

②　令和元年度に裁決等が行われた審査請求についての諮問先等別件数について

　　令和元年度に審査請求について処理が行われた172件のうち、諮問先等別の内訳は下表のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 認容 | 棄却 | 却下 | 取下げ | その他 | **合計** |
| 情報公開審査会 | ３件 | 16件 | ０件 | ２件 | ７件 | **28件** |
| 個人情報保護審議会 | ６件 | 20件 | ０件 | ２件 | ０件 | **28件** |
| 行政不服審査会 | ３件 | 22件 | ２件 | ０件 | ０件 | **27件** |
| ５号適用[[6]](#footnote-6) | ０件 | ９件 | ０件 | １件 | ０件 | **10件** |
| その他[[7]](#footnote-7) | ２件 | ６件 | 53件 | 18件 | ０件 | **79件** |

③　令和元年度に処理が行われた審査請求についての審理手続きについて

令和元年度に審査請求について処理が行われた172件のうち、審理員指名がされたのは63件です。そのうち、審理員審理において口頭意見陳述が実施されたのは０件でした。

３　審理期間[[8]](#footnote-8)について

　　審理期間については、審査庁や不服申立て類型によって大きく異なるところですが、ここでは参考に、行政不服審査会、情報公開審査会、個人情報保護審議会の答申を経て裁決され場合の審理期間と、行政不服審査法第43条第１項第５号を適用し行政不服審査会に諮問せずに裁決された場合の審理期間の実績を参考に示させていただきます。

　・行政不服審査会の答申を受けて裁決された場合

　　令和元年度中に行政不服審査会の答申を受けて裁決された件数は合計27件であり、審理期間別の件数は下記グラフのとおりです（グラフ中の青色が総務部会で、オレンジ色が税務部会です。）。

また、総務部会、税務部会の内訳も含めた審理期間の平均値等は、下表[[9]](#footnote-9)のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 全体（27件） | 総務部会（10件） | 税務部会（17件） |
| 平均値 | 340日 | 542日 | 220日 |
| 中央値 | 265日 | 489日 | 182日 |
| 最大値 | 756日 | 756日 | 550日 |
| 最小値 | 120日 | 367日 | 120日 |
| ８割[[10]](#footnote-10) | 533日 | 653日 | 265日 |

なお、手続きごとに要した日数の平均は下表のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 全体 | 総務 | 税務 |
| 審査請求から審理員指名まで[[11]](#footnote-11) | 32日 | 22日 | 37日 |
| 審理員指名から審理員意見書提出まで | 164日 | 233日 | 124日 |
| 審理員意見書提出から諮問まで | 20日 | 43日 | ７日 |
| 行政不服審査会への諮問から答申まで | 90日 | 191日 | 31日 |
| 答申から裁決まで | 33日 | 53日 | 21日 |

「審査請求から審理員まで」を除き、総務部会諮問案件が、税務部会諮問案件より長期間を要しています。特に、総務部会では、「行政不服審査会への諮問から答申まで」がおよそ６倍の期間を要していますが、その原因としては、税務部会案件は全て市税案件で似た事例が多いのに対し、総務部会案件は市税案件以外が全て含まれ、生活保護関係を除き多様な案件が審理されるため、制度の理解や論点整理等に時間を要するためと考えられます。

・情報公開審査会の答申を受けて裁決された場合（19件[[12]](#footnote-12)）

|  |  |
| --- | --- |
| 平均値 | 767日 |
| 中央値 | 787日 |
| 最大値 | 1004日 |
| 最小値 | 487日 |

・個人情報保護審議会の答申を受けて裁決された場合（26件[[13]](#footnote-13)）

|  |  |
| --- | --- |
| 平均値 | 1003日 |
| 中央値 | 1034日 |
| 最大値 | 1386日 |
| 最小値 | 521日 |

・審理員意見書を受けた後行政不服審査法第43条第１項第５号を適用し諮問せずに裁決された場合（９件）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 全体（９件） | 身体[[14]](#footnote-14)（２件） | 精神[[15]](#footnote-15)（７件） |
| 平均値 | 159日 | 296日 | 119日 |
| 中央値 | 124日 | 296日 | 117日 |
| 最大値 | 305日 | 305日 | 145日 |
| 最小値 | 92日 | 287日 | 92日 |

４　その他

・行政不服審査会諮問・答申案件について

　　令和元年度の諮問件数[[16]](#footnote-16)は16件で、前年度から７件減少しています。部会別の件数は下表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 平成30年度 |
| 総務部会 | ６件 | 10件 |
| 税務部会 | 10件 | 13件 |

また、令和元年度の答申件数は18件で、前年度から７件減少しています。

なお、審査会において口頭意見陳述が実施されたのは６件です。答申の結論別の内訳は、下表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 平成30年度 |
| 認容[[17]](#footnote-17) | ３件 | ４件 |
| 棄却[[18]](#footnote-18) | 14件 | 21件 |
| 却下 | １件 | ０件 |

1. 一部認容６件を含みます。 [↑](#footnote-ref-1)
2. ８件とも、審査請求人死亡に伴う手続き終了です。 [↑](#footnote-ref-2)
3. なお、令和元年度に処理が行われた審査請求以外の類型は、異議申立て２件、再調査請求３件、再審査請求１件、公職選挙法に基づく異議の申し出10件、地方税法に基づく審査の申し出28件です。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 一部認容６件を含みます。 [↑](#footnote-ref-4)
5. ７件とも、審査請求人死亡に伴う手続き終了です。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 行政不服審査法第43条第１項第５号に基づき行政不服審査会が諮問不要と決定したもので、身体障がい者手帳に係るもの３件、精神障がい者保健福祉手帳に係るもの７件について、当該決定に基づき、行政不服審査会への諮問を行わず裁決等されました。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 行政不服審査法第43条第１項のうち第５号以外の理由で諮問がなされなった事件となります。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 不服申立日から裁決日までの日数から不服申立日から補正書提出日までの日数を引いて算出しています。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 小数点以下四捨五入（以下同）しています。 [↑](#footnote-ref-9)
10. ８割が収まる日数です。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 不服申立日から補正書提出日までの日数を除いています。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 全件新法に基づく審査請求です。 [↑](#footnote-ref-12)
13. 全件新法に基づく審査請求です。 [↑](#footnote-ref-13)
14. 身体障がい者手帳に係る審査請求です。 [↑](#footnote-ref-14)
15. 精神障がい者保健福祉手帳に係る審査請求です。 [↑](#footnote-ref-15)
16. ２件の審査請求が併合されて諮問されることがあるので、審査請求件数・裁決件数とは一致しません。 [↑](#footnote-ref-16)
17. 一部認容を含みます。 [↑](#footnote-ref-17)
18. 一部却下を含みます。 [↑](#footnote-ref-18)